

重要事項説明書（介護予防訪問看護・訪問看護）

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名 所在地	エムズ訪問看護ステーション 千葉県松戸市小金原 3-17-15 山本店舗 1 号室 エムズ訪問看護ステーション新松戸出張所 千葉県松戸市新松戸 7-553 横須賀ハイツ 201
連絡先	047-711-8955
管理者名	長谷川 綾子
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	1262490670
サービス提供地域	松戸市・流山市・柏市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前 8:45 ~ 午後 5:45
土曜日	午前 8:45 ~ 午後 5:45
定休日	日・祝日・年末年始 (12/30~1/3)

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
職員	看護師	4名	5名	9名
	理学療法士	3名	名	3名
	事務員	1名	1名	2名

(4) ディスクロージャー

当事業所の「事業計画」「財務内容」「契約書」「重要事項説明書」「利用者虐待防止対策・身体拘束廃止に関する指針」「ハラスメント対策」は当社のホームページ上で閲覧することができます。

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 047-711-8955

担当部署 : 訪問看護

担当者 : 看護師 小泉 久美子

受付時間 : 午前 9:00~午後 5:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 サービスの内容

訪問看護は、利用者の居宅においてその他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次のサービスを行います。

- ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話
 ④褥瘡の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護
 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置
 ＊理学療法士等の派遣は、訪問看護の一環であり定期的に看護師による訪問があります。

5 利用料金

(1) 利用料金（別紙）

(2) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の午後 5 時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 10%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。
 キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(3) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 15 日までに請求しますので、末日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 4 週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合 ※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 10 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断

りする場合があります。

7 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

8 サービスに関する苦情窓口

(1) 当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情については前頁の相談窓口で承ります。

(2) 当事業所以外の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

千葉県国民健康保険団体連合会 TEL 043-254-7428

松戸市役所介護保険課 TEL 047-366-7370

流山市役所介護支援課 TEL 04-7150-6531

柏市役所高齢者支援課 TEL 04-7167-1135

9 訪問看護における個人情報取扱いについて

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより、最小限の範囲内で使用します。

(1) 利用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合に使用します。

(2) 使用にあたっての条件

① 個人情報個人情報の提供は、(1)に記載する目的の範囲内で必要最低限にとどめ、情報提供の際は、関係者以外には決して漏れることのないように、細心の注意をはらいます。

② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

③ 第三者への提供

1. ケアプランの中で利用するサービス事業へ提供します。

2. 国保連合会へ介護報酬の請求のために提出します。

3. 提供手段として、書面による手渡し、記憶媒体、FAX、電話などを用います。

④ 場合によって、本人の申し出により、第三者への提供を差し止めることができます。

(3) 提供する期間

エムズ訪問看護ステーションを利用している期間とします。利用終了後も第三者に漏らすことはありません。

(4) 個人情報の内容

① 氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況、他事業所がサービス提供を行ううえで、最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。

② 主治医からの訪問看護指示書の内容（診断名、服用している薬、指示期間、指示内容）

③ その他の状況

(5) 個人情報の保存と破棄

使用した個人情報の保存方法、保存期間及び破棄処分については、適用される法律等のもとに処分します。

10 防止・対策・研修・ハラスメントへの取り組み

(1) 「利用者虐待防止対策・身体拘束廃止に関する指針」に則り、虐待の発生防止・早期発見、または虐待が発生した場合はその再発を防止するために適切な措置を講じます。

- (2) 当事業所の従業者は虐待防止及び身体拘束廃止に関する研修を年1回以上行います。
- (3) 「ハラスメント対策」に従い、事業所は現場で働く職員の安全確保に取り組みます。

11 業務継続へ向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を測るための業務継続計画を策定し必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

加算の同意

私は、担当者より重要事項説明書別紙で緊急時訪問看護及び予防緊急時訪問看護について説明を受け、このサービスを利用することに同意します。

また、病気の状態から管理・相談が必要になった時には特別管理加算を算定する事に同意します。

私は、担当者より重要事項説明書別紙で口腔ケア連携強化加算について説明を受け、このサービスを利用することに同意します。

令和 年 月 日

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明をしました。

事業者名： 株式会社エムズ

事業所名： エムズ訪問看護ステーション

説明者 長谷川 綾子 印

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明を受けました。

利用者 氏名 印

家族または後見人・代理人（続柄 ）

氏名 印